

改正後

特定非営利活動法人 タイ王国教育支援組織 S H I D A 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人タイ王国教育支援組織S H I D Aといい、英文名はS H I D A I N T E R N A T I O N A L V O L U N T E E R A C T I V I T Y G R O U Pとする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡県焼津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主としてタイ王国、ミャンマー連邦、ラオス人民民主共和国をはじめとする東アジアの山岳少数民族（以下「タイ王国等の山岳少数民族」という。）の子どもたちを対象に教育支援を行い、当該地域の自立を支援・推進するとともに、日本の学校との交流を支援し、日本とタイ王国等の山岳少数民族の子どもたちの国際理解に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①奨学金援助事業
- ②教材支援事業
- ③教育交流事業
- ④生活支援事業
- ⑤講演会・展示会事業
- ⑥旧日本兵遺骨調査事業
- ⑦情報収集・発信事業
- ⑧その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。この場合において、人格なき社団が正会員となる場合には、その団体の代表者をもって特定非営利活動法人の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 贊助会員 この法人の事業を贊助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

2 代表理事は、前項の入会申込者が、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条及び第5条に定める活動及び事業に協力できると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、第1項の入会申込者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

4 賛助会員として入会しようとするものは、年会費を納入することによって会員となることができる。

(会費)

第8条 会員は、一口または一口以上の会費を毎年納入しなければならない。なお、口数は当該会員が自由に決定できるものとする。

2 会費の一口の額は、理事会で定めるものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内とする。
- (2) 監事 1人以上3人以内とする。

2 理事のうち、1人を代表理事とし、必要なときに理事会の議決を経て1人の事務局長を置くことができる。

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあってはその代表者）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては2人、監事にあっては1人を限度として、正会員以外の者を理事または監事に選任することを妨げない。この場合においては、理事にあっては役員の総数の4分の1、監事にあっては2分の1以下の人数を限度とする。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の決議により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において

承認を受けなければならない。

- 3 代表理事及び事務局長は、理事会において理事の互選により定める。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定するとともに、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、代表理事に事故があるときはその職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にからわず、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。
- 2 前項の規定により解任する場合には、当該役員にあらかじめ通知するとともに、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 法及びこの定款に規定するもののほか理事会が総会に付すべき事項として議決したこと。
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

3 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第2項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるものほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算の決定及び変更

(2) 会費の一口の額

(3) 事務局の組織及び運営

(4) 会員の除名について

(5) 資産について

(6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) 総会に付議すべき事項

(8) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載した資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び活動予算)

第42条 この法人の事業計画及び活動

予算は、代表理事が作成し、理事会において議決を経なければならないものとし、次の総会に報告することとする。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剩余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるものほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併 (定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法 (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局 (事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 11 章 雜則

(細則)

第 54 条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	杉山 秀夫
理 事	山田 寧
同	永野 壽夫
同	郷野 清
同	西田 勝司
同	西田 真弓
同	石原 隆弘
同	渡邊 紀美子
同	増田 泰子

監 事 松永 安弘

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 23 年 12 月 31 日決算に係る通常総会が開催される月の末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 23 年 12 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 年会費 一口 10,000 円
- (2) 賛助会員 年会費 一口 3,000 円

附 則

この改正は、静岡県知事の認証の日（平成 27 年 4 月 27 日）から施行する。